

真庭市立北房中学校 いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

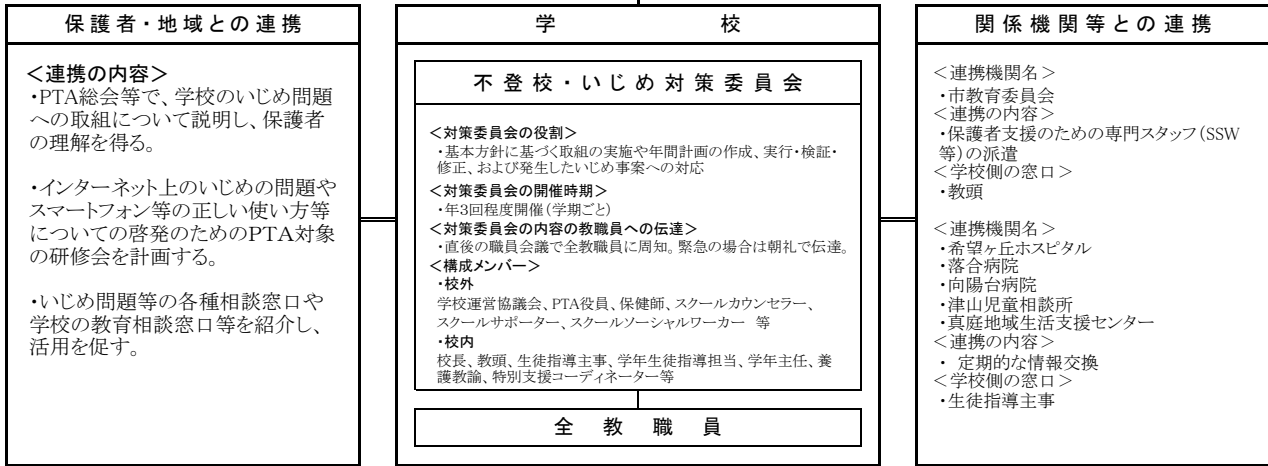
・本校のいじめの認知件数は、学年の特色にもよるが、年間数件程度で推移している。SNS等への書き込みに起因する生徒間トラブルが原因となっているものが最近の傾向である。生徒の携帯端末の所持率は十分に把握しきれていないが、多くの生徒が個人用または、家族の機器を使用しているものと思われる。未然防止の取組をより強く推進するために、学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実や保護者への啓発も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも各学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒の携帯端末等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を計画し、生徒・保護者への情報モラルについての教育の推進を図る。
 ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 ・いじめの早期発見のために各学期にいじめに特化したアンケートを実施し、教育相談週間の資料にするとともに、教師の振り返りを行い、得られた情報の共有を図る。

<重点となる取組>

- ・生徒の成長・発達段階において、適切な資料等を用いてより一層の人権意識の高揚を図ることに努める。
- ・生徒のインターネット利用実態調査を行い、各学年で全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。



学 校 が 実 施 す る 取 組

①	<p>(安心・安全な学校生活の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の人権意識の高揚を図り、周囲と協調し、落ち着いた学校生活が送れるよう促す。 ・発達段階に応じて、自己の感情をコントロールする方法を学ばせ、自己を客観的に見つめ直すことができるよう支援する。(集団づくり) ・各学年、各学級での係活動への参加や、学校行事等への取組を通じて、達成感や成就感を味わうことで自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。(授業規律の確立とわかる授業の実施) ・チャイム着席や授業前後の気持ちのよい挨拶を継続して行う。 ・教師一人一人がわかる授業の実施を目指して授業改善に取り組むとともに、職員研修を充実させ、授業力の向上を図る。(連携) ・土曜公開参観日、懇談、学校行事等を通じ学校と家庭・地域との連携を密にすることで未然防止に向けた協力関係を強化する。 ・校区小学校、学校運営協議会、警察等関係諸機関と連携を深め、情報の収集と共有に努め、併せて教職員の研修等にも生かす。(情報モラル教育) ・情報機器を適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を計画する。
②	<p>(実態把握に向けて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態把握のために、いじめに特化したアンケートを毎月実施する。全員年2回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 ・生活ノートの細かいチェックや、校内巡視等で生徒の心の変化や、環境の変化を見逃さないように努める。(情報共有) ・早期発見・早期対応ができるよう、情報の「報告・連絡・相談」体制を徹底する。 ・毎朝の職員朝礼で、生徒に関する情報共有の時間を確保する。(相談体制の確立) ・相談室の活用方法について、生徒はもちろん保護者からの相談にも対応できるよう周知をする。(家庭への啓発) ・保護者にSNS等の危険性等の認識を深めてもらうためにパンフレットを配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、人権等に配慮しながら速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。(いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ防止委員会を開催する。 ・必要に応じて、関係機関との適切な連携、支援を要請する。(いじめられた生徒への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健やかな成長と健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。(事後の対応) ・教育委員会を始め、関係機関への報告・連絡・相談に努め、併せて事後の経過観察を行い継続して情報の共有に努める。